



ご存知ですか？ 高額医療費制度

医療機関等の窓口で支払った医療費の自己負担額が、1カ月に一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた額が高額療養費としてあとから支給されます。

詳しくは、国保医療係まで問い合わせください。

●自己負担限度額(月額)

Table with 3 columns: 所得区分 (旧ただし書所得), 自己負担限度額, ※4回目以降. Rows include 901万円超, 600万円超 901万円以下, 210万円超 600万円以下, 210万円以下, and 市民税非課税世帯.

・旧ただし書所得：総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額
・市民税非課税世帯：世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税の世帯

※同じ世帯で、過去12カ月間に高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。

●申請に必要なもの ①被保険者証 ②医療機関等発行の領収書 ③印鑑 ④振込先の口座が確認できるもの

また、個人番号の記載が必要となりますので、受診者の個人番号カード又は個人番号通知カード、窓口に来られる人の本人確認ができるものを提示してください。

Table with 3 columns: 所得区分, 自己負担限度額 (外来のみ, 外来+入院). Rows include 現役並み所得者, 一般, 低所得者 II, and 低所得者 I.

・現役並み所得者：70歳以上75歳未満の国保加入者で、地方税法上の課税所得が145万円以上の人がいる世帯

・低所得者 II：世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税の世帯
・低所得者 I：世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税で、かつ課税所得が0円の世帯

市老連だより いきいき赤穂

No.11

城西地区老人クラブ連合会

楽しい老人クラブを！！ 新町老人クラブ幸の会

11月21日、赤穂ハイツでの「研修・食事会」が行われました。当日は天候にも恵まれ、会員24名が参加し、集合場所では、「久しぶり、元気やった？」など、弾んだ声が聞けました。車窓から見える町並みに「変わったなー」の声や、昔話に花が咲き、会話が飛び交ううちにバスが到着。

瀬戸内の島々が見える部屋を会場に早速研修会が開催されました。年度後半の活動予定、その他について説明と意見を出し合い、お互いに協力を確認しました。

続いて、お楽しみの食事会の部屋に移動。部屋に入ると、先の景色とは違う風の家や島々の様子に感嘆の声があがり、同時にテーブルの上にも目が動きます。

先輩の乾杯の発声で食事会は始まり、お互いにビールを注ぎ合い、近況を話題に会話が弾み、海・山の幸を美味しくいただくうちに、自然とカラオケになり、一部は風呂へと、楽しい一刻を過ごしました。あっという間に時間は過ぎ、次回の約束を交わして帰路につきました。

幸の会では、「絆を大切に、一人でも仲間を」のスローガンのもとに、楽しい活動を心掛け、年間活動に取り組んでいます。奉仕活動として、見守りや公園清掃等も行っており、回を重ねるごとに絆が深まると感じます。今後も、色々なことを感じながら、幸の会の活動を続けていきます。

(高見 昭喜)



介護保険と関係のある控除について

●障害者控除

要介護認定を受けた65歳以上の人は、介助の必要性や認知症の度合い等により、障害者手帳等がなくても障害者控除が受けられる場合があります。要件に該当する人は、申請により、当該年の12月31日現在の状態を、要介護認定調査票で確認し、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

●医療費控除

▷おむつ代

・要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人

申請により、寝たきりの度合いや尿失禁の有無を主治医意見書で確認し、「おむつ使用確認書」を交付します。

・初めておむつ代についての医療費控除を受ける人、又は主治医意見書の内容が所定の要件を満たさない人

別途医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

▷介護サービスの利用に係る費用

下表の医療費控除の対象となる範囲が控除対象となります。

Table with 2 columns: サービスの種類(介護予防を含む), 医療費控除の対象となる範囲. Rows include 在宅サービス (医療系, 福祉系) and 施設サービス.

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象

※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外



国民年金掲示板

こんな時は、忘れず届出を！

国民年金は、老後やいざというときの生活費を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

国民年金には、老後の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、亡くなったときに障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。

次のような事例に該当したときは、市民課年金担当、又は姫路年金事務所まで問い合わせください。

Table with 2 columns: こんなとき, どこに問い合わせるか?. Rows include 会社を退職したとき, 配偶者の扶養からはずれたとき, 海外に居住するとき, 20歳になったとき, 結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき, 年金手帳をなくしたとき, 学生のため保険料の納付猶予を申請したいとき, 納付書を紛失したとき, 口座振替を申し込む(変更する)とき, 定額以上の保険料を納めたいとき(付加保険料).

●問い合わせ先

市民課年金担当 ☎ 43・6820
姫路年金事務所 ☎ 079・224・6382
ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165